

論文

IFRS 導入に必要なとなる原則主義の理解

鈴木雄一郎

Understanding of Principles based that is Necessary for Implementing IFRS

Yuichiro SUZUKI

ABSTRACT

Here the cause why mandatory IFRS adoption in Japan was postponed is explored. Especially the problematic issues such as lack of understanding for “principle based” that IFRS has, the issue that dealing with implementation of IFRS with the idea of “rules based”, along with the U.S.A are pointed. It is also pointed out that despite the fact that the understanding of principles based requires the understanding of “Conceptual Framework”, Japan did not have the conceptual framework.

キーワード：Harmonization, Convergence, Adoption, IASC, Foundation, Framework, 原則主義, 細則主義

I はじめに

2011年6月21日、金融庁の自見庄三郎担当大臣が発表した談話において「IFRS 強制適用の時期を延期する」という方針を発表した。既に企業会計審議会が2009年6月30日に公表した「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」（以下、「中間報告」とする）で示されているIFRS 強制適用までのロードマップを覆す内容であった。

中間報告は、2009年2月4日に公表された「我が国における国際会計基準の取扱いについて（案）」に対するパブリックコメントの内容を踏まえて、同6月11日に開催された企業会計審議会企画調整部会での議論に基づいて作成されたものである。これは日本企業に対するIFRS 強制適用までの将来展望を示すものであった。

中間報告は、骨子と本体に分かれており骨子では、IFRS への「基本的考え方」、「IFRS 適用に向

けた課題等（主なもの）」、「IFRS の具体的な適用方法」が示されている。IFRS の具体的な適用方法では、「任意適用」の時期とその方法、「将来的な強制適用の是非」として2012年を目途として強制適用の判断することが示されている。この段階で任意適用の時期と強制適用の時期を分けて示しており、IFRS 強制適用までの準備期間をも設けている。

中間報告の本体では、「会計基準を巡る国際的な動向」、「わが国の会計基準のあり方」、「今後の対応に向けて」の3本柱で構成されている。この中間報告の中では、既に具体的な適用時期および適用方法が示されており各関係者は、この中間報告の内容をIFRS 強制適用までのロードマップとして作業を進めてきた。

中間報告の中で、2012年の段階で強制適用を判断した場合には、IFRS 強制適用の時期として具体的に「2015年又は2016年に適用開始」と示している。それにも関わらず、強制適用の判断時期である2012年を翌年に控えたこの段階で、「IFRS 強制適用の延期」という発表がなされたことは、各関係者を驚かせるものとなった¹⁾。

自見金融担当大臣は、談話の中で「中間報告以

2011年12月5日受付、2012年1月13日最終受付
鈴木雄一郎 四国大学大学院経営情報学研究科
Yuichiro SUZUKI, Member (Graduate School of Management and Information Science, Shikoku Univ., Tokushima, 771-1192 Japan).
四国大学経営情報研究所年報 No. 17 pp.61-72 2012年2月

降の変化を踏まえつつ IFRS 適用について、6 月中旬に企業会計審議会で議論する」ことも述べ、さらに「少なくとも 2015 年 3 月期における IFRS 強制適用は考えておらず、仮に強制適用を実施する場合であったとしても、決定から 5～7 年間の十分な準備期間の設定を行う」こと、「2016 年 3 月期で使用が終了するとされていた米国基準での開示について、その使用期限を撤廃して引き続き使用可能とすること」を示唆した。

本稿では、わが国への IFRS の導入時期がロードマップの計画から外れて、IFRS の強制適用が遅れる状況に陥った原因を探り、スムーズに IFRS への移行が可能であるのか、その可能性を検証する。特にわが国で適用する会計基準には、米国との兼ね合いが重要であり、IFRS の設定主体である IASB と米国との関係の変化にも注視しながらの検証を行う。

II 国際会計基準から国際財務報告基準へ

1 IASC が取り組んだ国際会計基準

現状のわが国での国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards: 以下 IFRS または IFRS) の強制適用についての問題に触れるには、IFRS の設定主体である国際会計基準審議会 (International Accounting Standards: 以下 IASB) と、IFRS の前身である国際会計基準 (International Accounting Standards: 以下 IAS) の設定主体である国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee: 以下 IASC) との関係を押さえておく必要がある。その理由は、IASC が設定した IAS と、IASB が設定した IFRS では、基準設定に対して米国の関わるウェイトが大きく異なるからである。

IFRS の前身である IAS の設定主体は IASC であった。IASC の当初の目的は、活発化する企業の国際的活動により顕在化してきた財務諸表の差によって起こる問題を無くすために、国際的に通用する会計基準を作成することにあった。外国の企業が海外で事業活動を展開する際に、現地の取

引先企業や銀行などに提示する財務諸表が外国の会計基準で作成されている場合、現地の人間がその財務諸表を正しく理解しにくいという問題を解消するためである。これは現地での資本調達の場合でも同じであり、外国の会計基準で作られた財務諸表では、投資家が正しく理解、判断しにくいという問題を解消するためでもある。海外の地であっても財務諸表が有効に利用され、円滑な企業間取引や資本調達を実現するための試みであった。つまり資本市場のグローバル化に伴う会計基準のグローバル化ということである²⁾。

この時点での IASC における IAS の考え方は「会計基準の国際的な調和化」であり、「調和化 (Harmonization)」がキーワードであった。IASC では、国家間における会計基準の調和化を目指すために、各国に存在する会計基準を織り込むことを考えていた。各国で利用されている会計基準を総て含むような会計基準を作り出そうとしていた。会計基準に対する国家間の調和化を優先した結果、IASC は代替的な会計処理を多く認めることとなった。そのため多くの代替的な会計処理が存在している会計基準となってしまった。

各国の調和化を追求するがあまり、総てを織り込もうとしたため、多くの代替的な会計処理を認めることが必要となり、投資家にとって分かりやすい財務諸表にはなり得なかったのである。結果、資本市場からは評価されずに IAS を適用する企業はそれほど増えることは無く、また国レベルでも IAS を自国の会計基準として採用する国は少なかったと言われている³⁾。

IASC は、国際的に統一化された会計基準の設定を第一命題としながらも、調和化を重視するために IAS に多くの代替的な会計処理を含めてしまうことになった。その結果、国際的に統一化された会計基準という路線からは、乖離する会計基準を作り上げてしまうことになった。つまり国際的に共通で通用する国際会計基準を設定し、国際資本市場における資金の効率的な流れを作り出そうとする考えは実現できなかったのである。IASC が国際会計基準の設定主体であった段階で

は、IAS は国際的に統一された会計基準としては、十分に機能しておらず、真の「国際会計基準」にはなりきれない存在となってしまったのである。

2 IOSCO の「財務諸表の比較可能性プロジェクト」への参加

IAS の国際会計基準が実現されないまま数年の時が流れた。IAS を自国の会計基準とする国も増えぬまま、国際的な会計基準が現れないことを懸念した証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commissions : 以下 IOSCO) が、停滞する国際会計基準の状況を打破すべく行動を起こした。まず手始めに IOSCO は、1987年9月より IASC の諮問グループに参加し、IASC と共同で「財務諸表の比較可能性」プロジェクトを開始させた⁴⁾。

このプロジェクトでは、IOSCO がイニシアティブを執りながら、国際的な資本市場で統一的に利用されることが可能な IAS の設定を第一命題とした。先の IASC が、極度に国際的調和化を意識したがために、多岐に渡って増加してしまった代替的な会計処理を削減することからスタートした。本来、IAS の存在意義は、国際市場において統一的に利用される会計基準というものであったはずである。しかしながら IASC が設定した IAS では、多くの代替的会計処理が認められているために、国際市場における財務諸表の比較可能性といったものが、実現できない会計基準となってしまっていた。「財務諸表の比較可能性」プロジェクトでは、この多岐にわたる代替的会計処理を削除することから、国際的な資本市場で統一的に利用される会計基準、すなわち真の IAS を目指すこととなったのである。

翌1988年11月にメルボルンで開催された年次総会において、IOSCO は、国際的なディスクロージャー制度の統合に積極的に取り組むことを表明すると同時に、「国際的な資本市場で統一的に利用される IAS の設定に取り組んでいる IASC の活動を支持する」といった声明文を公表した。世界各国・地域の証券監督当局や証券取引所を指導す

る立場の IOSCO が IAS の承認を決定することになれば、国際的な資本市場において IAS が国際会計基準として利用されることが現実味を帯びてくることになると考えられていた。この IOSCO の声明文により IAS は、現実の国際会計基準としてにわかに脚光を浴びる存在となった。法的拘束力を持たなかった IASC にとって、IOSCO のプロジェクトへの参加表明により国際会計基準の設定主体として大きな転換期を迎えることになった。

IOSCO より支持を受けた IASC は、選択適用で広がった代替処理の削除を実施し、可能な限り会計処理の統一化を進めた。会計処理を統一化することにより国際市場における企業間での「財務諸表の比較可能性」を高めることに努めた。この IASC の精力的な取り組みにより、1993年11月に開かれた理事会までにこのプロジェクトの作業を完了させた。しかしながら「財務諸表の比較可能性」プロジェクトの中で見直しが行われ改訂作業が施された IAS であったが、IOSCO にとっては満足のいく改訂にはなっていなかった。この段階で IAS は、IOSCO からの承認を得ることはできなかったのである。このため IASC は、再度、IAS の見直しと改訂を行うこととなった。

IOSCO は、IASC に対して国際的な資本市場で行われるクロスボーダーによる資金調達において、十分に利用できるレベルの財務諸表を求めた。つまりクロスボーダー取引において企業間比較が可能となる財務諸表が作成可能な会計基準のコア・スタンダードの設定を要求したのである。この IOSCO の要求を受けて IASC は、IOSCO と共に、再度、IAS の見直しを行い IOSCO の要求が満たせるコア・スタンダードを設定することで合意した。IASC は、IOSCO との交渉を続け1995年には、IOSCO 専門委員会および IASC 理事会両者による共同プレス・リリースを発表した。

その後、IASC は IOSCO の要求に応えられるコア・スタンダードの作成に精力的な取り組みを続けた。急ピッチでコア・スタンダードの作成を進めた IASC は、1999年12月に IAS 39「金融商品－認識と測定－」を完成させ、2000年3月には最

後となる IAS 40「投資不動産」を完成させた。この IAS 40が、同月に開催されていたサンパウロ会議にて承認され、IAS コア・スタンダードは完成することとなった。

IOSCO は、5月にシドニーで開催された年次総会において IAS コア・スタンダードとして承認された30の基準を、財務諸表の作成・表示の基礎となる国際基準として支持表明を行った。同時に IOSCO のメンバーに外国企業の各国での上場の際して、IAS の使用を認めるよう勧告を行った。これに対し EU では、2001年2月に EU の上場企業に対して IAS に準拠した連結財務諸表の作成を要求することを決定した。

一方、米国では、SEC が2000年2月に「国際会計基準」に関するコンセプト・リリースを公表し、これに対する意見を広く求める行動がとられたが、結果的に SEC からの IAS 受け入れに対する明確な回答は表明されぬままであった。この段階において、米国側での IAS 導入に対する考え方は、消極的であったことが推察できる。

3 IASC から IASB への改組転換

米国の IAS 導入に対する消極的な姿勢を見て、これまで IAS を先導してきた IASC では、IAS を EU 域内だけでの会計基準で終わらせるわけにはいかず、国際的な資本市場で統一的に利用される国際会計基準を実現化させるべく大きな組織変更へと向かうことになる。またこれは1990年代より国際資本市場が急成長したことに対して、現 IASC での体制では、高品質な会計基準の提供が困難になりつつあることへの対応でもあったとも考えられる。

IASC は2001年に大きな改組転換を実施した。単純に IASC が IASB という新しい組織に継承されたのではなく、IASC 自体が全く異なる組織形態へと変わった。まず既存の会計基準の設定主体であった国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee) は、新しい基準の設定主体としての国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board) へとその機能を承継した。

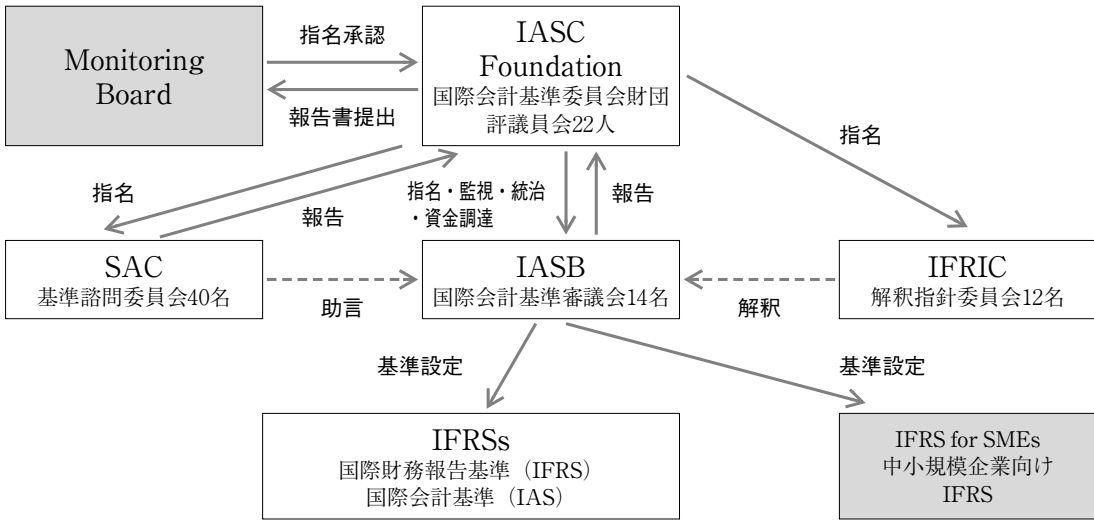
IASB へとその機能を承継した IASC は、IASB

図表 I IAS コア・スタンダード

IAS 1	財務諸表の表示	IAS 23	借入費用
IAS 2	棚卸資産	IAS 24	特別利害関係の開示
IAS 4	減価償却の会計	IAS 26	退職給付制度の会計及び報告
IAS 7	キャッシュ・フロー計算書	IAS 27	連結財務諸表並びに小会社に対する投資の会計処理
IAS 8	期間純損益、重大な誤謬及び会計方針の変更	IAS 28	関連会社に対する投資の会計処理
IAS 10	後発事象	IAS 29	超インフレ経済下の財務報告
IAS 11	工事契約	IAS 31	ジョイント・ベンチャーに対する持分の財務報告
IAS 12	法人所得税	IAS 32	金融商品－開示及び表示－
IAS 14	セグメント別報告	IAS 33	一株当たり利益
IAS 16	有形固定資産	IAS 34	期中財務報告
IAS 17	リース	IAS 36	資産の減損
IAS 18	収益	IAS 37	引当金、偶発債務及び偶発資産
IAS 19	従業員給付	IAS 38	無形資産
IAS 20	国庫補助金の会計及び政府援助の開示	IAS 39	金融商品－認識及び測定－
IAS 21	外国為替レート変動の影響	IAS 40	投資不動産 (2000年3月)
IAS 22	企業結合	IAS 41	農業会計 (2003年1月)

■ 廃止項目

図表Ⅱ IASC Foundation 組織図



[出典] IASC Foundation の資料から加筆・作成

の上位組織としての国際会計基準委員会財団 (International Accounting Standards Committee Foundation: IASC Foundation・IASCF) へと改組された。IASC Foundation には、22名で構成される評議員会 (Trustees) が置かれ、IFRS の設定機関である国際会計基準審議会 (IASB) を中心に、専門的なアドバイスを行う基準諮問委員会 (Standards Advisory Council: SAC), IFRS に対する解釈指針を作成する解釈指針委員会 (International Financial Reporting Interpretations Committee: IFRIC) が主要な機関として設置された。

IASC Foundation は、それぞれの下位機関のメンバーの指名や、基準設定主体である IASB に対する監視・統治を行うと同時に、IASB の活動に必要な資金調達などの財務活動を担当した。IASC Foundation は、IASB などをコントロールする機関として存在し、その財団の名称にはしっかりと IASC の名が残されていた⁵⁾。図表Ⅱに含まれる「Monitoring Board」と「IFRS for SMEs」は、IASC Foundation の設立当時から存在したのではなく後に追加で設置されたものである。

Monitoring Board は、IASC Foundation の活動を監視するのが狙いであり、その任務は、① IFRS が高品質の国際基準として通用するよう継続的な

発展に協力する。② IASB の独立性を確保しつつ IASC Foundation の公益監視機能を監視する。の2つを達成するために設置された。また IFRS for SMEs は、“Small and Medium-Sized Entities” の名のとおり中小企業向けの簡略版 IFRS として新たに設定された。Monitoring Board, IFRS for SMEs の両者とも2009年になってから登場したものである。

4 IAS と IFRS の関係

ここで本来、「国際財務報告基準」と表記されるべき「IFRS」の語が、わが国では「財務報告基準」とは表記されずに「国際会計基準」と誤った表記がされてしまうかについて触れておく。

この2001年に行われた IASC の大きな改組転換では、IASC が設定主体として1973年から続けてきた IAS が新たに設定主体として設けられた IASB へと移管されていく。今後、IAS に新しい基準が追加されることは無く、現存の IAS がそのまま残存していくことになるか、若しくは IAS の基準が削除されていく可能性もある。いずれにせよ IASC が設定した IAS は、今後、拡大して行くことは無い。単に現存の IAS が IASB という新しい組織に移管されたのである。

図表Ⅱの IASC Foundation⁶⁾の組織図からも分かるように、IAS と IFRS の両者は、IFRSs と呼ばれる国際財務報告基準といった総称の下に置かれている。更に IASB に対して助言を行う基準諮問会議 (Standards Advisory Council: SAC)⁷⁾や、IFRS の文言を巡る疑問等の検討を実施、また必要な場合には、解釈指針の開発を行う解釈指針委員会 (International Financial Reporting Interpretations Committee: IFRIC)⁸⁾が置かれている。このように日本では、国際会計基準と呼ばれている IFRS は、本来は国際会計基準ではなく、正しくは国際財務報告基準と呼ばれるものである。IASB が設定主体となった IFRS と、IASC 時代に設定された IAS の総称として IFRSs という名称が存在していることが誤表記の原因であると言われている。今後、IAS の拡大が行われることは無いので、単純に IFRS=国際財務報告基準として浸透されていくべきと考えられる。

また基準の中心が IAS から IFRS へと移ったことにより、「会計→財務報告」へと変わったと取り沙汰されることもあるが、これは IASC が IASB へと改組転換される原因となった、IOSCO の参加が大きな要因であると考えられる。IOSCO が国際証券監督者機構という投資家を保護する立場に立つ組織であったことから財務報告の文言が付されたものと考えられる。

IASC がその設定を行っていた IAS では、その目的が国際的な市場において統一的な会計基準を設定するという取り組みであった。その語にも「Accounting」の文字がしっかりと記されている。IAS の思想では、その取り組み対象は「国際的市場において統一的に利用される会計基準」という目的であったことに間違いはない。しかしながら IASC が IASB に改組転換されてからの取り組みは、必ずしも同じ国際会計基準の設定という目的であったとは言えない。このことは、IASC が IASB に改組転換されるより以前、1988年にメルボルンで開催された IOSCO の年次総会の中から窺い知ることができる。

1988年11月にメルボルンにて開催されたIOSCO

の年次総会で表明された内容は、「国際的なディスクロージャー制度の統合に積極的に取り組むことを表明する」ということである。「国際的なディスクロージャー」つまり「国際的に統合された情報開示の開発」への積極的な取り組みを表明したのであり、必ずしも「国際的に統合された会計基準の開発」への取り組みでは無かったのである。また同時に IOSCO は、「国際的な資本市場で統一的に利用される IAS の設定に取り組んでいる IASC の活動を支持する」といった声明文を公表しているが、単に IASC の国際的活動を支持しているという捉え方もできる。IOSCO の考えは、必ずしも国際会計基準を完成させることにあった訳では無く、その先のディスクロージャーにあったと考えられる。

このディスクロージャーを重視する考え方は、国際証券監督者機構という立場の IOSCO にとっては当然の立ち位置であり、投資家保護を第一に考えているのは極当たり前のことである。投資家の意思決定に役立つディスクロージャーのために、情報の作成ルールである会計基準が整地されることは、IOSCO にとって望ましいことであるのは間違いない。「国際的に統合された情報開示の開発」において IAS にイノベーションが起こることは、IOSCO にとっては願ってもいない流れであったと思われる。

ここまで IASC の取り組んできた「Accounting」と、IASB の取り組んでいる「Financial Reporting」では、それぞれの考え方の違いが名称に現れている。わが国の企業会計関係者の理解では、IASC による Accounting から、IASB による Financial Reporting への流れに、IOSCO の「投資家保護」という第一命題が大きく影響したことを見逃していたと考えられる。わが国の企業会計関係者は、「IOSCO の参加により IAS から IFRS への変化の中に大きなイノベーションが起こった」という事実を見逃していたがために「IAS (国際会計基準)」をそのまま「IFRS (国際会計基準)」という表記に引き継いでしまったのだと考えられる。

図表Ⅱの IASC Foundationの組織図に示されて

いるように、IASは「国際会計基準」と表記されるべきであり、IFRSは「国際財務報告基準」と表記されるべきである。現段階では、IASもIFRSもIASBが設定主体となっており、IASBが取り扱うIASとIFRSの両者を含意して「IFRSs」という表記が使われている。更にIFRSsの構成には、解釈指針を取り扱うIFRICとSICが含まれている。

IFRSブランドを強化することを目的にIASBの上位組織であるIASC財団も、現在ではIFRS財団と名称が変更されている。またIFRSの設定主体であるIASBの名称も「IFRS Board」と変更するべきであるという声もあったようだが、「IASB」の名称が一般的に馴染んでいるという理由から現在も「IASB」という名称のまま据え置かれている⁹⁾。こういった複雑な組織の改組転換や名称変更が行われたことも、わが国における誤表記の原因になっていると思われる。

Ⅲ IFRSの革命的思考

1 IFRSを支える原則主義と概念フレームワーク

IFRSの説明がなされる際によく出てくる言葉として「包括利益」、「公正価値」、「資産負債アプローチ」等がある。しかしIFRSの革命的な思考をもっとも表すのは、「原則主義」という言葉で

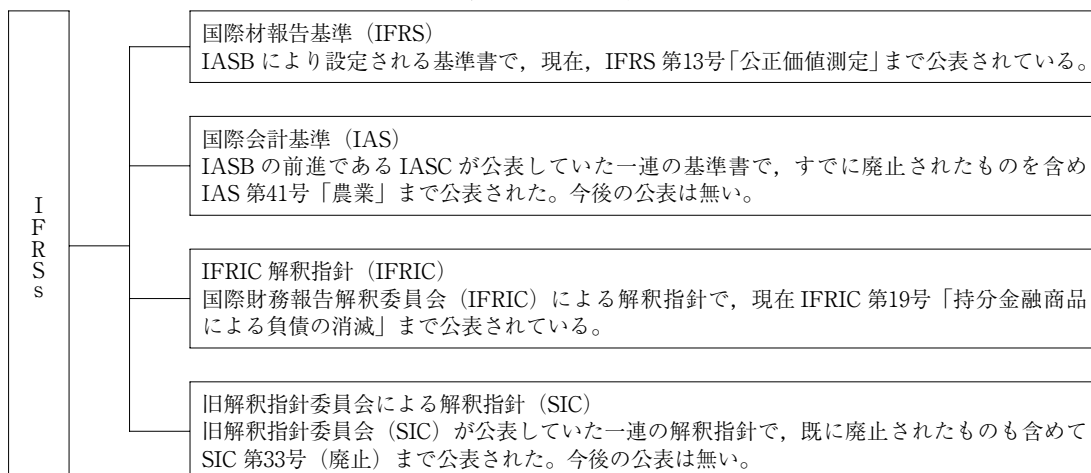
ある。この原則主義の考え方と原則主義を支えるフレームワークの存在が、IFRSの革命的な思考を意味づけている。

原則主義(Principles based)とは、IFRSの大きな特徴のひとつであり今までの米国や日本の会計基準が採ってきた細則主義(Rules based)とは対極的な位置にある考え方である。IFRSが採っている原則主義は、会計処理を行う際の判断に使われる詳細な規定や、数値基準などをほとんど示さない。

会計処理を行う際の判断は、考え方(Concept)が記述されているフレームワークに示された趣旨に照らし合わせた上で、その趣旨にあった会計処理を会計処理担当者自身が判断するといった必要がある。この自身による判断が重要になる。当然のことながらこの判断をおこなった合理的な説明が用意できなければならない。原則と異なる会計処理は、合理的な説明ができない限り認められないからである。

また合理的な説明が可能となるように、社内での経理規定やマニュアルを文書化しておく必要も出てくるであろう。いずれにせよ原則処理に依れば自己責任と説明責任が求められることになる。つまり原則主義では、総ての状況を基準で規定することは不可能であるという細則主義の限界を認識し、会計処理担当者の高度で専門的な判断と

図表Ⅲ IFRSsの構成



いった能力を求めているのである¹⁰⁾。

現在の日本や米国が採用する細則主義では、会計処理担当者が会計基準といったルールブックを捲りながら、そこに示されている会計処理を忠実に進めていくという方法で処理がなされる。自分自身の考え方等は関係なく、ルールブックに記載された通りに会計処理を進めるだけである。決められた範囲の中での選択余地しか残されておらず、一番大切なことは、会計基準という定められたルールブック通りに、間違えずに会計処理をすることである。

会計監査においては、行われた取引が基準どおりに会計処理されているかが、公認会計士によって監査されることになる。ルールブックどおりに処理がなされているのであれば問題は起こらない。しかしルールブックで取り扱っていない事象が発生した場合や、会計基準が想定していなかったような状況になった時には、細則主義では判断できなくなる危険が充分にある。

そこでIFRSでは基本的には原則だけを設定し、原則の基礎として「財務諸表の作成および表示に関するフレームワーク」¹¹⁾をおいている。このフレームワークには、IFRSの財務報告に対する概念(Concept)が記述されている。つまりIFRSの財務報告に対する考え方がここに納められているのである。このフレームワークに書かれている考え方を理解していれば、その概念を基にどのような場面でどういった会計処理を行うべきかの判断を自ら下すことができるようになっている。IFRSは、会計処理の担当者が、IFRSの概念に従った会計処理を自ら判断できるように、会計処理担当者へ高度で専門的な判断といった能力を求めているのである。

細則主義では、規則(ルールブック)に定められている事象であれば、それに対してどのような会計処理をおこなえば良いのかが、すぐさま分かり的確な処理を行うことが可能となる。これは一見、好ましいことのようにも見えるが、恐ろしいのは細則で考慮されていなかった事象が発生した場合である。細則主義においてどれだけ緻密に基

準(ルール)を設定したとしても、「事象に対するルールが欠落した状態では無秩序というべき状態に陥る」¹²⁾ということである。現実に米国で2001年に起きたエンロン事件や、2002年のワールドコム事件、日本で2005年に起きたカネボウの粉飾決算事件等も細則主義における弊害が露呈した事件といえる。

IFRS以前の米国や日本の会計基準では、細則主義もしくは細則主義的な会計基準が採用されていた。IFRSにおいて原則主義が採用された理由は、上述したように細則主義のルール欠落状態が様々な会計不祥事を起こす原因となってきたことと考えられる。常に会計のルールと粉飾といったものは競争を続けてきたように思われる。様々な会計不祥事の多くは、細則主義における無秩序部分を狙ってのものであった。ルールの欠落状態を皆無にすることは、ほぼ不可能に近いであろう。このルールの限界から脱却するための原則主義への展開だと考えられる。

また細則主義、細則主義的な会計基準のもう一つの問題は、ルールの欠落状態を作らんとして規則が膨大化してしまったことである。1990年代の初頭には、元FASB会長のDennis R. Beresford氏が雑誌“Financial Executive”の中で「U.S. GAAPは、他のどの国よりも質と量の両側面において緻密である」¹³⁾と自負すると同時にFASB VIEWPOINTSの中で「U.S. GAAPは、とても緻密すぎて米国の国際的競争力を削ぎ落とす」¹⁴⁾と述べている。また同雑誌の中でPricewaterhouseCoopersの会計士が「経営環境が複雑になるにつれて、財務報告の複雑性のレベルが高くなる。」「財務報告が複雑になるにつれて、一度目で正しく作成することが困難になる。」とも述べている。

結局のところ無秩序状態を避けるために「イタチの追いかけっこ」の如く基準を設けるがあまり、基準が膨大化してしまったのである。この膨大化により、基準を緻密ではあるが使い難いものへと変えてしまったのが実情であろう。

細則主義により規則を付け加えていく方法では、「規則が対応できずに無秩序な状態が生まれ

る。」といった点と、「規則が膨大化するが為に基準が使い難いものになってしまう。」という2つの観点から、IFRSは原則主義を採用したのだと考えられる。社会が目まぐるしく変化し、グローバル化が進んでいく中で、対処療法的に基準を設定していくやり方に限界が見えてくるのは他の法律や規則においても同じことである。普遍的な概念（考え方）を設定し、法律や規則を運用することは複雑系社会への対応としては当然の成り行きともいえる。この意味において、IFRSが採った原則主義への方向性は正解であったといえる。

しかしこの原則主義を実現させるためには、IFRSの整備を行うと同時に原則主義に対応できる高度で専門的な知識を備えた会計処理担当者の育成も必要となってくる。しかしながら現在のところ原則主義に耐えうる人材の育成といった動きは全くと言っていいほど行われてはいない。原則主義では、会計処理に必要な知識を身につけているだけでなく、原則を十分に理解し、様々な場面で原則が求めている財務報告ができるような会計処理を自らが判断して実行できるような人材が必要になるのである。

2 原則主義を支えるフレームワーク

原則主義を実施するためには、当然、会計基準を定めるだけでは実現しない。原理原則となる概念が必要になる。原則主義においてその概念を明示しているのが、IFRSのフレームワークと呼ばれるものである。一般的には「IFRS Framework」と呼ばれたり、単に「概念フレームワーク」等と呼ばれたりもするが、正式には「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク（Framework for The Preparation and Presentation of Financial Statements）」という名称である¹⁵⁾。一般的に「フレームワーク」という言葉は、「体系」や「枠組み」といった意味を持つ。このフレームワークは、会計基準そのものではないが、IFRSの考え方の基礎となっている。IFRSの中に記載されていない項目の判断をする時には、このフレームワークの内容に立ち返ってみれば、正しい判断を

導いてくれるものである。

フレームワークの序文で、「IASCは、財務諸表の作成及び表示に関する規則、会計基準及び手続きの調和に努めることによって、「各国が国内基準の設定に際して異なる財務諸表利用者のニーズを念頭に置くことから生じている差異」を狭めることをその責務としている。IASは、経済的意思決定に有用な情報を提供することを目的として財務諸表に焦点を当てることによって、より一層の調和が達成できると考えている。」¹⁶⁾と記されており、財務諸表の利用者が意思決定を行う事項を次の8項目であると記している¹⁷⁾。

- (a) 持分投資の購入、保有または売却に関する時期の決定。
- (b) 経営者の受託責任または説明責任の評価。
- (c) 従業員に対する給料の支払およびその他の便益の行う企業の能力評価。
- (d) 企業への貸付金に関する保全状況の評価。
- (e) 課税政策の決定。
- (f) 分配可能利益および配当金額の決定。
- (g) 国民所得統計の作成と利用。
- (h) 企業活動に対する規制。

上記の8項目が財務諸表利用者の共通のニーズであると捉えており、IASCでは、政府が新たな目的の為に上記の8項目とは異なる規定を追加してくることを懸念しているが、財務諸表利用者のニーズを満たさない限り、当該利用者の為に公表

図表Ⅳ フレームワークの構成

I	はじめに Para. 1-11
	・目的および現況
	・範囲
	・利用者および利用者のニーズ
II	財務諸表の目的 Para. 12-21
III	基礎となる前提 Para. 22-23
IV	財務諸表の質的特性 Para. 24-46
V	財務諸表の構成要素 Para. 47-81
VI	財務諸表の構成要素の認識 Para. 82-98
VII	財務諸表の構成要素の測定 Para. 99-101
VIII	資本および資本維持の概念 Para. 102-110

される財務諸表には影響させるべきではないとしている。

フレームワークの項目は総てで110項目設けられている。この110の項目は、大きく8つの構成に分けることができる。

3 原則主義とコンバージェンス

IFRS が採用する原則主義は、これまでの会計が採用してきた細則主義とは異なり、基準自体は非常にシンプルな構成で出来ている¹⁸⁾。現在、正式に承認されている基準は第9までである。IFRS では、このシンプルな基準に従って、会計処理担当者が自ら適切な処理を選択して会計処理を進めることになっている。原則主義に従ったIFRSの基準の中では、細則主義のように個々の状況に応じた総ての会計処理を規定することはしていない¹⁹⁾。これまでのわが国における会計基準とはまったく異なった思考になっているのである。

これまで採用されてきたわが国の会計基準は、米国などと同様に細則主義を採用している。つまりIFRSとわが国の企業会計原則では、その思考においてまったく異なるものを向かい合わせているのである。つまりこれまでわが国が行ってきたIFRSとの調整は、コンバージェンス（収斂）という手法による調整である。このコンバージェンスといった手法以外にも調整の方法には、ハーモナイゼーション（調和化）といった方法やアドプション（全面採用）といった方法もあるが、わが国ではコンバージェンスという手法によりIFRSとの調整に取り組んできた。このコンバージェンスという手法は、IFRSによって決められた基準に合わせて、わが国の会計基準を修正していくというものである。

細則主義で作られた基準同士でのコンバージェンスであれば、それも可能であるかもしれないが、細則主義と原則主義で作られた異なる基準間でコンバージェンスを行うことは非常に困難である。両者にどの程度の同等性を持たせるかにもよるが、事実上は不可能に近い取り組みになると考えられる。少なくとも時間的・経済的な損失は、3つの

手法の中で最も大きくなると考えられる。また基準としての整合性を確保することも最も困難な手法である。

しかしながらわが国では、IFRSの導入に向けこの最も問題が多いであろうコンバージェンスという手法を選択して取り組んできたのである。結果としてIFRSの中で最も重要な原則主義という思考を無視して、細則主義で作られた基準の会計処理との調整に取り組むことになったのである。当然のことながら、IFRSの求める投資家に対して有用となる投資意思決定情報の提供は困難な状況にあると考えられる。米国でも同じようにIFRSとのコンバージェンスは難航している。一時的にはアドプションといった手法に変更を行ったり、新しいコンドースメント（Condonement Approach）という手法の考案をしたりと紆余曲折を繰り返している事態となっている。

わが国のIFRS導入へのアプローチは、次の2つの点から問題があったということが出来る。その一つは、IFRSの持つ原則主義を十分に理解しないままわが国の会計基準との調整に入ったということである。もう一つは、IFRSとの調整に取り組む際に、コンバージェンスというアプローチを採用したことである。米国においても現在、IFRSの導入時期についての見直しが行われている。米国において採用されている会計基準も、わが国の会計基準と同じように細則主義を採用していることが原因だと考えられる。

IV まとめに変えて

わが国のIFRS導入への取り組みは、現段階では決して成功しているとは言えない状況である。しかしながら国際的に統一された会計基準または財務報告基準は、今後の国際市場におけるクロスボーダーによる資金調達が増加していく中で不可欠なものとなることは間違い無い。喩え現在、導入への取り組みを行っているIFRSでの実現ができなくとも、クロスボーダー取引における異国間での企業比較が達成できる基準の設定は必至であ

る。

わが国の会計基準は、米国での会計基準の動向を無視できないことは充分に分かる。今回のIFRS導入に対する姿勢においても米国主導で取り組んできたこともある程度は理解することも出来る。しかしながら米国の後追いをしてきた為の結果であることを否めないのも事実である。米国がIFRS導入時期を延期するのに習って、わが国での導入時期も併せて延期されることとなった。IFRS導入の必要性は、対米国以外の相手国に対してである。わが国の取り組みが米国追従のままでは、決して望ましい結果が出ないのは火を見るよりも明らかなことである。

本稿では取り上げていない問題であるが、わが国では更に大きな問題が内在する。それは同じ細則主義を採用した基準を持ち、同じように原則主義への理解が不十分であるわが国と米国であるが、大きく異なる点が2つある。それはIFRS設定に対する影響力の大きさと、もう一つは、米国の財務会計基準には、原則主義を採用していないながらも、原則主義採用には必要不可欠な完成された「概念フレームワーク」が既に存在しているということである。

【参考文献】

- Choi, F. D. S., C. A. Frost and G. K. Meek, *International Accounting*, Prentice Hall, 2010.
- Dennis R. Beresford, *What's the FASB Doing about International Accounting Standards?*, Financial Executive, June 1990.
- Dennis R. Beresford, *Financial Reporting: Comparability and Competition*, FASB VIEWPOINTS, November. 1990.
- International Accounting Standards Board, *International Financial Reporting Standards*, London, IFRS Committee Foundation, 2011.
- 安藤英義編『会計フレームワークと会計基準』中央経済社, 1996年。
- 企業会計基準審議会「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」(骨子) 2009年6月。
- 企業会計基準審議会「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」2009年6月。
- 高田橋範充『IFRSと包括利益の考え方』日本実業出版社, 2010年。
- 平塚知幸・宗裕二・エリック・ファンドリッチ「IFRS(国際会計基準)導入による日本企業へのインパクト—EU, カナダ, 米国の経験から見た日本への示唆」『知的資産創造(野村総合研究所)』2009年9月号。
- 平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念』中央経済社, 2004年。
- 広瀬義州・大鹿智基・奥村雅史・渡辺剛・他『財務報告の変革』中央経済社, 2011年。
- 1) 中間報告で示されているロードマップでポイントとなるのは次の3点である。
 - ・一定条件下において、上場企業の連結財務諸表について2010年3月期からIFRSの任意適用を容認している。
 - ・日本でのIFRSの強制適用時期を検討し、2012年を目途に適用の如何を判断する。
 - ・2012年の時点でIFRSの強制適用が適切であると判断された場合であっても、最低3年間の準備期間を確保すること。強制適用の開始時期は2015年又は2016年から。
 - 2) IASCは、1973年にオーストラリア、カナダ、フランス、当時の西ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、英国、米国といった9カ国の職業会計士団体によって、ロンドンを拠点に設立された。日本からは、JICPA(日本会計士協会)が参加した。
 - 3) 平松一夫「資本市場のグローバル化と会計基準のグローバル化」、『企業会計』(中央経済社), 第59巻第1号, 2007年, 22ページ。
 - 4) IOSCOの前身は、米国やカナダがラテン・アメリカの資本市場育成のために、それらの証券取引所や証券監督局等を指導することを目的として1974年に設立された米州証券監督者協会(InteramERICAN Association of Securities Commissions)である。1983年からは米州域外の国も加盟できるようになり、1986年年次総会から証券監督者国際機構(International Organization of Securities Commissions)の名称に改められた。米国から証券取引委員会(Securities and Exchange Commission: SEC)が参加し、わが国からは当時の大蔵省、金融監督庁が参加していた。現在では金融庁が当時の加盟地位を承継している。
 - 5) 2010年には、IASC財団(IASC Foundation)から本来のIFRS財団(IFRS Foundation)へと名称が変更された。同時に解釈指針委員会(IFRIC)は、IFRS解釈指針委員会(IFRS Interpretations Committee)に、基準諮問委員会(SAC)は、IFRS諮問会議(IFRS Advisory Council)へと名称変更された。しかし基準設定機関で

- あるIASBだけは、「利害関係者が指示している」という理由でIASBのまま残された。
- 6) IASC Foundationは、2010年7月よりIFRS Foundationへと名称変更されている。
 - 7) 解釈指針委員会(SAC)は、2010年3月より国際財務報告基準諮問会議(IFRS Advisory Council)へと名称変更されている。
 - 8) 解釈指針委員会(IFRIC)も解釈指針委員会と同様に、2010年3月より国際財務報告基準解釈指針委員会(IFRS Interpretations Committee)へと名称変更がなされている。
 - 9) KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation, *IFRS Briefing Sheet No. 115*, 2010, p. 2.
 - 10) 細則主義に基づく米国のFASBのドキュメントは、約2万7,000ページにも及び、原則主義に基づくIFRSのドキュメントはほぼ1/10程度の2,700ページ程度に過ぎない。
 - 11) 1989年にIASCからIASBへ改組転換される際に作られたフレームワークは、「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」とされていたが、2010年に改訂されたフレームワークでは、「財務報告に関する概念フレームワーク」と改名された。内容的には、一般目的の財務報告の目的と有用な情報の質的特性が改訂された。それ以外の部分については、1989年当時のものが現在も引き続き有効となっている。
 - 12) 高田橋範充『IFRSと包括利益の考え方』日本実業出版社、2010年、47ページ。
 - 13) Dennis R. Beresford, “What’s the FASB Doing about International Accounting Standards?”, *Financial Executive*, June 1990, p. 19.
 - 14) Dennis R. Beresford, “Financial Reporting: Comparability and Competition”, *FASB VIEWPOINTS*, November. 8, 1990, p. 2.
 - 15) 「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」とは、IASB(国際会計基準審議会)の前身であるIASC(国際会計基準委員会)が1989年に初めて公表した概念フレームワークの名称である。このフレームワークは、その後、2001年にIASBにより採用されたものである。2010年にこの概念フレームワークの改訂が行われたため、現在では「財務報告に関するフレームワーク」という新しい名称に変わっている。
 - 16) International Accounting Standards Board, *International Financial Reporting Standards*, London, International Accounting Standards Committee Foundation, 2010, p. B1712.
 - 17) *ibid.*, p. B1712.
 - 18) IFRS Foundationによって発行された2011年度版IFRSでは、IFRSの基準は、2013年から適用される第9号「金融商品」までが承認されている。また第13号「公正価値測定」までが公表済みとなっている。
 - 19) 高田橋, 前掲書, 43ページ。